

令和7年度第6回富山地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和8年3月19日(木)
富山労働総合庁舎
5階大会議室

開 会

議 事

- 1 令和7年度富山地方最低賃金審議会開催状況について
- 2 令和8年度特定最低賃金改正に係る意向表明について
- 3 その他

閉 会

資 料

- No.1 第57期富山地方最低賃金審議会委員名簿
- No.2 令和7年度富山地方最低賃金審議会開催状況
- No.3 富山県における最低賃金改正の推移(過去10年)
- No.4 令和8年度特定最低賃金改正意向表明一覧

(参考資料) 第72回中央最低賃金審議会 資料
第1回目安制度の在り方に関する全員協議会 資料

第57期富山地方最低賃金審議会委員名簿

令和7年5月22日現在

	氏 名	現 職 等
公益 代表 委員	◎ やなぎはら さちこ 柳原 佐智子	富山大学 経済学部 教授
	○ たかくら ふみと 高倉 史人	高岡法科大学 法学部長 教授
	もろずみ りょうこ 両角 良子	富山大学 経済学部 教授
	たかぎ あやこ 高木 綾子	富山短期大学 経営情報学科 教授
	よしだ ひろし 吉田 洋	木下法律事務所 弁護士
労働者 代表 委員	いしだ やすひろ 石田 康博	日本労働組合総連合会富山県連合会 事務局長
	おおもり ひとし 大森 仁	電機連合富山地方協議会 事務局長
	くろかわ ともゆき 黒川 智之	JAM北陸 副書記長
	ほんごう しげる 本郷 繁	UAゼンセン富山県支部 主任
	せいの かおり 清野 香織	富山県農業協同組合労働組合 特別中央執行委員
使用者 代表 委員	てらやま おさむ 寺山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	ひろかみ としはる 広上 利晴	株式会社広上製作所 代表取締役
	のなか やすお 野中 靖夫	株式会社神通精機 代表取締役
	もりぐち すみえ 森口 寿美恵	有限会社実業建設新報社 代表取締役副社長
	さかい あけみ 坂井 朱美	富山県商工会女性部連合会 副会長

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(敬称略)

◎：会長 ○：会長代理

令和7年度 富山地方最低賃金審議会 開催状況

	年月日	会議名	主な審議事項
1	R7.5.22	第1回 本 審	<ul style="list-style-type: none"> ・会長等選出 ・審議会運営規程の決定 ・運営小委員会及び特別小委員会の設置・運営規程審議
2	R7.7.15	第2回 本 審	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県最低賃金改正に係る諮問 ・審議運営事項及び審議日程の決定 ・最低賃金基礎調査実施内容の説明
3	R7.7.30	第3回 本 審	<ul style="list-style-type: none"> ・労働経済等関係指標の説明 ・最低賃金基礎調査結果及び賃金改定状況調査結果の説明 ・公示による労使意見聴取に係る報告
4	R7.7.30	第1回 富山県最低賃金専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長等選出 ・運営規程、運営事項及び審議日程の決定 ・生活保護施策との整合性の説明
5	R7.8.7	第2回 富山県最低賃金専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別最低賃金額改正の目安伝達 ・労使の基本的主張 ・金額審議
6	R7.8.8	第3回 富山県最低賃金専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・金額審議
7	R7.8.18	第4回 富山県最低賃金専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・金額審議及び採決 ・専門部会報告の取りまとめ
8	R7.8.18	第4回 本 審	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会報告 ・金額等審議及び採決 ・富山県最低賃金改正に係る答申 ・特定最賃改正の必要性に係る諮問
9	R7.8.22	第1回 特別小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長等選出 ・特定最低賃金改正申出要件に係る審査結果 ・特定最低賃金改正の必要性の有無に係る審議 ・特別小委員会報告の取りまとめ
10	R7.9.3	第5回 本 審	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県最低賃金改正の異議申出に係る諮問 ・同異議申出に係る審議及び答申 ・特別小委員会報告 ・特定最低賃金改正の必要性に係る審議及び答申
11	R8.3.19	第6回 本 審	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度特定最低賃金改正に係る意向表明の確認

富山県における最低賃金改正の推移（過去10年）

最低賃金件名		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率
富山県最低賃金 (地域別最低賃金)	時間額	770円	3.22%	795円	3.25%	821円	3.27%	848円	3.29%	849円	0.12%	877円	3.30%	908円	3.53%	948円	4.41%	998円	5.27%	1062円	6.41%
	発効日	H28.10.1		H29.10.1		H30.10.1		R1.10.1		R2.10.1		R3.10.1		R4.10.1		R5.10.1		R6.10.1		R7.10.12	
高炉によらない製鉄、製鋼・製鋼圧延業 最低賃金	日額	6,024円	—	6,024円	—																
	時間額	753円	—	753円	—																
	発効日	(最終改正年度:H10)		H29.11.29(廃止)																	
アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・ 同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アル ミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、 建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製 品製造業最低賃金	時間額	781円	—	781円	—	781円	—	781円	—	781円	—	781円	—	781円	—	781円	—	781円	—	781円	—
	発効日	(最終改正年度:H27)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん 用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、 機械工具、ロボット、自動車・同附属品製 造業最低賃金	時間額	846円	1.56%	864円	2.13%	885円	2.43%	907円	2.49%	912円	0.55%	934円	2.41%	960円	2.78%	995円	3.65%	1035円	4.02%	1035円	—
	発効日	H28.12.10		H29.12.17		H30.12.13		R1.12.11		R2.12.19		R3.12.24		R4.12.25		R5.12.20		R6.12.27		—	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具製造業最低賃 金	時間額	786円	1.81%	800円	1.78%	823円	2.88%	849円	3.16%	851円	0.24%	879円	3.29%	910円	3.53%	951円	4.51%	1002円	5.36%	1002円	—
	発効日	H28.12.24		H29.12.22		H30.12.26		R1.12.19		R2.12.18		R3.12.24		R4.12.22		R5.12.24		R6.12.26		—	
百貨店、総合スーパーマーケット最低賃 金	時間額	810円	1.25%	820円	1.23%	840円	2.44%	860円	2.38%	865円	0.58%	890円	2.89%	915円	2.81%	955円	4.37%	1003円	5.03%	1003円	—
	発効日	H28.12.18		H29.12.6		H30.11.30		R1.12.5		R2.12.9		R3.12.26		R4.12.28		R5.12.15		R6.12.26		—	
自動車(新車)小売業最低賃金	時間額	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—
	発効日	(最終改正年度:H23)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 黄色網掛けは当該年度に改正されたものを示す。

令和8年度特定最低賃金改正意向表明一覧

意向表明 受理年月日	特定最低賃金の件名	意向表明者	申出の時期	意向 表明(写)
令和8年 (2026年) 2月16日	富山県玉軸受・ころ軸受、他に 分類されないはん用機械・装 置、トラクタ、金属工作機械、 機械工具、ロボット、自動車・ 同附属品製造業最低賃金	JAM北陸富山県連絡会 会長 佐野 行俊	令和8年 (2026年) 7月末まで	資料No. 4-1
令和8年 (2026年) 2月16日	富山県電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、情報通 信機械器具製造業最低賃金	電機連合富山地方協議会 議長 浦島 成友	令和8年 (2026年) 7月末まで	資料No. 4-2
令和8年 (2026年) 2月16日	富山県百貨店、総合スーパー マーケット最低賃金	UAゼンセン富山県支部 支部長 増田 明朗	令和8年 (2026年) 7月末まで	資料No. 4-3

(写)

資料No. 4-1

2026年 2月16日

富山労働局長
小島 悟司 殿

富山市 1
ボルブ 内
JAN 絡
会長 行

「富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、
金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金」の金
額改正についての意向表明

貴局の連日のご奮闘に対し深く敬意を表します。

表記について、「富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、
トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金」
の適用を受ける労働者を代表し、下記により金額改正の意向を表明いたします。

記

1. 金額改正の意向を表明する最低賃金名
「富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属
工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金」
2. 申し出の理由
申し出産業における労働者の賃金格差が存在することと、企業の公正競争を確保す
る観点から、15条の1項の規定に基づき現行最低賃金を適正水準へ改正するよう
求めます。
3. 申し出の時期
2026年7月末までに行います。

以上



(写)

資料No. 4-2

2026年2月16日

富山労働局長
小島 悟司 殿

住 所
組 織
代表者

町8-1
地方
成

「富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金」の金額改正についての意向表明

貴局の連日のご奮闘に対し深く敬意を表します。

「富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金」の適用を受ける労働者を代表し、下記により金額改正を申し出ることを表
明します。

記

1. 金額改正の意向を表明する最低賃金名
「富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金」
2. 申し出の理由
富山県の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造
業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得
て申し出ることとしている。
3. 申し出の時期
2026年7月末までに行います。

以上



(写)

資料No. 4-3

令和8年2月16日

富山労働局長
小島 悟司 殿

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明

富山市 〇〇〇〇号
UAセ
支部長 増田

特定（産業別）最低賃金の金額改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金改正の件名
富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金
- 2 申出の理由等
富山県内の百貨店、総合スーパーマーケットにおける賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。
- 3 申出の時期
令和8年7月末まで

以上



令和8年2月27日（金）15:00～
於 厚生労働省 専用第14会議室（12階）

第72回中央最低賃金審議会

< 議 事 次 第 >

- 1 令和7年度中央最低賃金審議会について
- 2 目安制度の在り方について
- 3 その他

< 資 料 一 覧 >

- 資料 No.1 中央最低賃金審議会運営規程
資料 No.2 中央最低賃金審議会委員名簿
資料 No.3 目安制度の在り方に関する検討の進め方について（案）

以上

中央最低賃金審議会運営規程

第一条 中央最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和三十三年法律第百三十七号）及び最低賃金審議会令（昭和三十三年政令第百六十三号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、厚生労働大臣、六人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各一人以上を含む三人以上の委員から開催の請求があつたとき、会長が招集する。

2 前項の規定により厚生労働大臣又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の一週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも三日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。

第三条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第四条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によつて会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第五条第二項及び第三項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によつて会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によつて長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第五条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第六条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第七条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 前二項の規定は、小委員会等について準用する。

第八条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度厚生労働大臣に送付するものとする。

第九条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮つて定める。

第十条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

この規程は、平成十三年一月三十一日から施行する。

この規程は、令和三年五月二十一日から施行する。

令和8年1月30日

中央最低賃金審議会委員名簿

(公益委員)

戎 野 淑 子	立正大学経済学部教授
権 丈 英 子	亜細亜大学経済学部長・教授
小 西 康 之	明治大学法学部教授
首 藤 若 菜	立教大学経済学部教授
藤 村 博 之	独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長
松 浦 民 恵	法政大学キャリアデザイン学部教授

(労働者側委員)

伊 藤 彰 英	日本基幹産業労働組合連合会企画調査部部長
熊 谷 芙美子	全日本自動車産業労働組合総連合会労働政策局部長
永 井 幸 子	UAゼンセン副書記長
仁 平 章	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
平 野 覚	JAM労働・調査グループ長
水 崎 恵 一	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員

(使用者側委員)

大 下 英 和	日本商工会議所産業政策第二部長
佐久間 一 浩	全国中小企業団体中央会事務局次長
志 賀 律 子	株式会社麻布タマヤ代表取締役
土 井 和 雄	全国商工会連合会中小企業問題研究所長
新 田 秀 司	一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長
堀 内 麻祐子	株式会社センショー代表取締役

(注) 掲載順は、五十音順である。

目安制度の在り方に関する検討の進め方について（案）

目安制度の在り方については、平成7年4月28日の目安制度のあり方に関する全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行い、その見直しの際にランク区分について見直しを行うことが適当であるとされているところであり、令和5年4月の前回報告でもその旨とりまとめられたところである。

これを踏まえて、できる限り目安制度の改善を図るという観点から、以下のように目安制度の在り方に関する検討を進めていくこととする。

1 検討すべきものとして考えられる事項

- (1) 近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げについて
- (2) ランク区分について
- (3) 発効日について（※）
- (4) EU指令についての考え方について
- (5) その他労使の意見に基づくもの等

（※）発効日については、令和7年度地方最低賃金審議会における審議の結果、都道府県ごとに大きなバラつきが生じたことから、本審議結果に係る課題等を議論するために、今般、「検討すべきものとして考えられる事項」に含めるものである。

2 検討体制及び期間

(1) 検討体制

目安制度の在り方に関する全員協議会（仮称）で検討する。

(2) 検討期間

令和9年度中のとりまとめを目指し、労使の意見により、中央最低賃金審議会における令和8年度の目安審議までに一定の考え方の整理が必要と考えられるものは令和8年度の目安審議までのとりまとめを目指し検討を進める。

令和8年2月27日（金）
中央最低賃金審議会終了後
於 厚生労働省 専用第14会議室（12階）

第1回目安制度の在り方に関する全員協議会

< 議 事 次 第 >

- 1 目安制度の在り方に関する全員協議会の今後の進め方について
- 2 令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点について
- 3 その他

< 資 料 一 覧 >

- 資料 No.1 目安制度の在り方に関する全員協議会の今後の進め方（案）
資料 No.2 最低賃金について
資料 No.3 令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点（案）

以上

目安制度の在り方に関する全員協議会の今後の進め方
(案)

令和8年2月 第72回中央最低賃金審議会

目安制度の在り方に関する全員協議会で検討する
ことに合意の上、当該全員協議会へ検討付託

第1回目安制度の在り方に関する全員協議会
検討事項及び今後の進め方について

〔 夏 中央最低賃金審議会
目安審議 〕

冬以降 目安制度の在り方に関する全員協議会
検討事項及び今後の進め方について

令和9年

〔 夏 中央最低賃金審議会
目安審議 〕

令和9年度中メド 取りまとめの実施

最低賃金について

本日まで議論いただきたい事項に関する基礎資料集

厚生労働省労働基準局

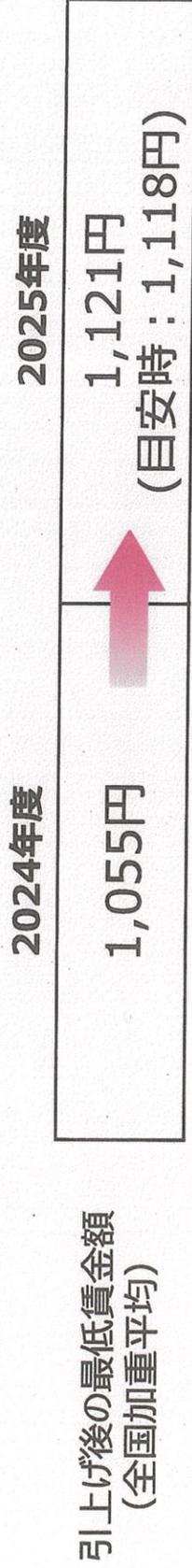
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 1 令和7年度地域別最低賃金の審議結果
- 2 近隣県との競争意識について
- 3 発効日について
- 4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

1 令和7年度地域別最低賃金の審議結果

8月4日、中央最低賃金審議会において、2025年度の最低賃金引上げの目安額の答申がなされた。目安の取りまとめ後、地方最低賃金審議会にて審議が行われ、9月5日、全ての都道府県で改定額が答申された。



6.3% (66円)

(目安時: 6.0% (63円))

- ▶ 地方最低賃金審議会による上乘せにより、最終的に6.3% (66円) になった。
- ▶ 過去最高の引上げ額 (5年連続過去最高を更新)。
- ▶ 全国平均が1,100円を超えるほか、初めて全ての47都道府県で1,000円を超える。
- ▶ 昨年度、目安超えは27県であったが、今年度は39道府県。昨年度、10円以上の目安超えは、徳島県のみだったが、11県(18円: 熊本県、17円: 大分県、16円: 秋田県、15円: 岩手県・福島県・群馬県・群馬県、14円: 愛媛県・長崎県、13円: 山形県、12円: 青森県、10円: 佐賀県)。

(参考) 地域別最低賃金 (全国加重平均) の引上げ額・率の推移

改定年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
引上げ額 (円)	18円	25円	25円	26円	27円	1円	28円	31円	43円	51円	66円
引上げ率 (%)	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%	3.3%	4.5%	5.1%	6.3%
改定額 (円)	798円	823円	848円	874円	901円	902円	930円	961円	1,004円	1,055円	1,121円

令和7年度地域別最低賃金の審議結果（最低賃金額一覽）

ランク 目安	都道府県 名	最低賃金時間額 [円]	引上げ		目安差額	発効日
			率 [%]	額 [円]		
A 5.6% 63円	埼玉	1,141	5.8	63	±0	11/1
	千葉	1,140	5.9	64	+1	10/3
	東京	1,226	5.4	63	±0	10/3
	神奈川	1,225	5.4	63	±0	10/4
	愛知	1,140	5.8	63	±0	10/18
	大阪	1,177	5.7	63	±0	10/16
	北海道	1,075	6.4	65	+2	10/4
	宮城	1,038	6.7	65	+2	10/4
	福島	1,033	8.2	78	+15	1/1
	茨城	1,074	6.9	69	+6	10/12
B 6.3% 64円	栃木	1,068	6.4	64	+1	10/1
	群馬	1,063	7.9	78	+15	3/1
	新潟	1,050	6.6	65	+2	10/2
	富山	1,062	6.4	64	+1	10/12
	石川	1,054	7.1	70	+7	10/8
	福井	1,053	7.0	69	+6	10/8
	山梨	1,052	6.5	64	+1	12/1
	長野	1,061	6.3	63	±0	10/3
	岐阜	1,065	6.4	64	+1	10/18
	静岡	1,097	6.1	63	±0	11/1
C 6.7% 64円	三重	1,087	6.3	64	+1	11/21
	滋賀	1,080	6.2	63	±0	10/5
	京都	1,122	6.0	64	+1	11/21
	兵庫	1,116	6.1	64	+1	10/4
	奈良	1,051	6.6	65	+2	11/16
	和歌山	1,045	6.6	65	+2	11/1
	島根	1,033	7.4	71	+8	11/16
	岡山	1,047	6.6	65	+2	12/1
	広島	1,085	6.4	65	+2	11/1
	山口	1,043	6.5	64	+1	10/16
全国 加重平 均額	徳島	1,046	6.7	66	+3	1/1
	香川	1,036	6.8	66	+3	10/18
	愛媛	1,033	8.1	77	+14	12/1
	福岡	1,057	6.6	65	+2	11/16
	青森	1,029	8.0	76	+12	11/21
	岩手	1,031	8.3	79	+15	12/1
	秋田	1,031	8.4	80	+16	3/31
	山形	1,032	8.1	77	+13	12/23
	鳥取	1,030	7.6	73	+9	10/4
	高知	1,023	7.5	71	+7	12/1
全国 加重平 均額	佐賀	1,030	7.7	74	+10	11/21
	長崎	1,031	8.2	78	+14	12/1
	熊本	1,034	8.6	82	+18	1/1
	大分	1,035	8.5	81	+17	1/1
	宮崎	1,023	7.5	71	+7	11/16
	鹿児島	1,026	7.7	73	+9	11/1
	沖縄	1,023	7.5	71	+7	12/1
	全国 加重平 均額	1,121	6.3	66		

(※1) 各ランクの引上げ率は、Aランク5.6%（目安時：5.6%）、Bランク6.6%（目安時：6.3%）、Cランク8.0%（目安時：6.7%）

(※2) 赤ハイライトは目安+10円以上又は3月発効、黄色ハイライトは目安+1~9円又は1月1日発効、青ハイライトは、Cランク>Bランクとランク間で逆転が生じているもの。

2 近隣県との競争意識について

- 最低賃金法第9条第2項において、「最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素に基づく審議が原則である。
- 一方で近年、例えば都道府県知事が「最低賃金の動向は、近年、地域間の上積み競争が過熱するなど、制度の本質とかけ離れた実態がみられる」と等と議会で発言するなど、近隣県や同じランク内での競争意識の下で、高い引上げ額となつたのではないかと指摘がある。
- 令和5年度の審議では、岩手県が早い段階で目安額通りの引上げで結審した結果、最終的に全国最下位となつた。令和6年度は、岩手県は8月末日まで審議がずれ込み、早い段階で結審していた秋田県が最下位となつた。令和7年度は、Cランク県を中心に、近隣の同ランク県の答申が出た後で審議を行うために、審議日程を後ろ倒しにする動きが一部で見られた。

<最下位の県と金額>

令和5年度	令和6年度	令和7年度
岩手県 (893円)	秋田県 (951円)	高知県、宮崎県、沖縄県 (1,023円)

3 発効日について

最低賃金法上の規定

第14条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十条第一項の規定による地域別最低賃金の決定及び第十二条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

過去の目安協での議論

平成27年5月25日 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会 論点の中間整理(抄)

2. 議論の経過

(3) 目安審議の在り方について

目安審議の時期について、10月中の発効を目指して行われているが、企業の経営計画を考へ、4月1日に発効できうる目安審議時期を検討すべきとの意見があった。これに対し、現行の参考資料に基づく事実をベースとした審議の方法では、改定時期が後ろ倒しになることから反対であるとの意見があった。ただし、最低賃金の引上げが一定の水準を達成することを念頭に行われる場合は異なった考え方を取ることも可能であることから、目安審議の在り方と合わせて検討すべき課題であるという意見があった。**令和5年4月6日 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告(抄)**

改定後の地域別最低賃金額の発効日については、法令上特定期の日付が定められているわけではないが、地方最低賃金審議会において、10月1日など10月のできるだけ早い時期でなければならぬと認識している場合も見受けられることに鑑み、改めて、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当である。

3 発効日について

令和7年度中央最低賃金審議会公益委員見解

地方最低賃金審議会への期待等

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも奮闘における賃上げ結果を速やかに波及させるといふ地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。

その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要な賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。

また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。

このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされており、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

3 発効日について

令和7年度の地域別最低賃金の発効日

- 令和7年度は、例年以上に、地域別最低賃金の発効日に大きなバラつきが生じ、10月中の発効は20都道府県にとどまった（27府県は11月以降の発効）。
- 特に、令和8年1月以降に発効する県が6県（※）となり、うち2県は3月発効となった。
※秋田県(3/31)、福島県(1/1)、群馬県(3/1)、徳島県(1/1)、大分県(1/1)、熊本県(1/1)

発効日についての地方最低賃金審議会の要望

都道府県

地方最低賃金審議会 公益委員見解等（抜粋）

北海道 発効時期の繰下げを北海道のみで実施することとなった場合には、他地域とのバランスの問題が生じることから、制度改正を含め、中央最低賃金審議会で議論されるべき。

石川県 地域ごとに大幅に発効日が異なることにより、どのような影響が生じるのか不明確であるため、中央最低賃金審議会において発効日の在り方、決定する際に留意すべき点などについて考え方を示していただいた上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当ではないかと指摘もあった。

大阪府 中央最低賃金審議会からの要望に応え昨年引き続き労使で更なる議論を尽くしたが、現行制度の枠組のままでは本審議会において一定の結論を得ることは極めて困難であること、こうした地方審議会の議論の実態を踏まえ、中央最低賃金審議会において議論が行われ一定の方針が示されるべきことを、あらためて確認。

奈良県 発効日については、どのあたりまでが現実的なのか不明。

広島県 発効日については、地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において、責任をもって結論を導き出すよう要望する。

4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

最低賃金制度や労働協約を通じて設定される賃金の最低基準について、各加盟国の慣行を尊重しつつ、適正な水準の目安となる指標の設定や、水準の決定などにおける労使の参加、また労働協約や法定最低賃金による保護の状況に関するデータの収集・報告などを求めることで、水準の引き上げや適用拡大に向けた取り組みの促進をはかる内容

【労使交渉を通じた賃金決定を重視】

労使交渉を通じた賃金決定を重視する方針を明確に示している(4条)。

【賃金の中央値の60%などを目安に】

法定最低賃金制度を有する加盟国は、最低賃金額の設定・改定手続きの確立とともに、適切な水準への設定・改定のための基準を設定しなければならない(5条)。また、各国には適正さを評価するための目安となる額を設定することが求められる。指令は、使用可能な指標として、統計上の税引き前賃金の中央値の60%、平均値の50%、その他各国で使用している目安となる額などを挙げている。

各国は、少なくとも2年に1度(物価連動型を採用している場合は4年に1度)の最低賃金額の改定のほか、制度を所管する組織に対して各種の提言を行う専門機関を設置することが求められる。加えて、異なるグループ毎の最低賃金額の設定や、一部の労働者に減額を適用する場合、それらが差別的でないことや、目的に照らして相応でなければならない(6条)。

【労使の参加】

意思決定プロセス全般で労使参加を得るための措置を講じなければならない(7条)。また、労働基準監督官または最低賃金制度の執行機関による管理・検査、等に取り組みむことを求めている(8条)。

【保護状況に関するデータ収集・報告】

各国には最低賃金(法定最低賃金及び労働協約による最低基準)による保護状況に関するデータ収集のための措置を講じ、収集したデータや情報を、2年毎に欧州委に報告することが義務付けられる(10条)。

4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：%)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般+短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般+短時間)
所定内給与額 + 特別給与額	41.5	47.2	49.4	59.2
所定内給与額 + 超過労働給与額 + 特別給与額 (参考)	40.9	46.5	48.4	57.9
所定内給与額	50.9	55.7	59.1	67.3

(注1) 令和6年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。

(注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2024年秋に改定した各都道府県の最低賃金額との比率を算出。

(注3) 時給換算に当たっては、

「所定内給与額+特別給与額」は、所定内給与額は、所定内実労働時間(月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額/12を、所定内実労働時間数(月)+超過実労働時間数(月)で除し、

「所定内給与額+超過労働給与額+特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額/12を、所定内実労働時間(月)+超過実労働時間(月)で除し、

「所定内給与額」は、所定内実労働時間(月)で除している。

4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

○ 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2024年）



■ フルタイム労働者の賃金の平均値に占める最低賃金の割合 □ フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合

（資料出所）OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

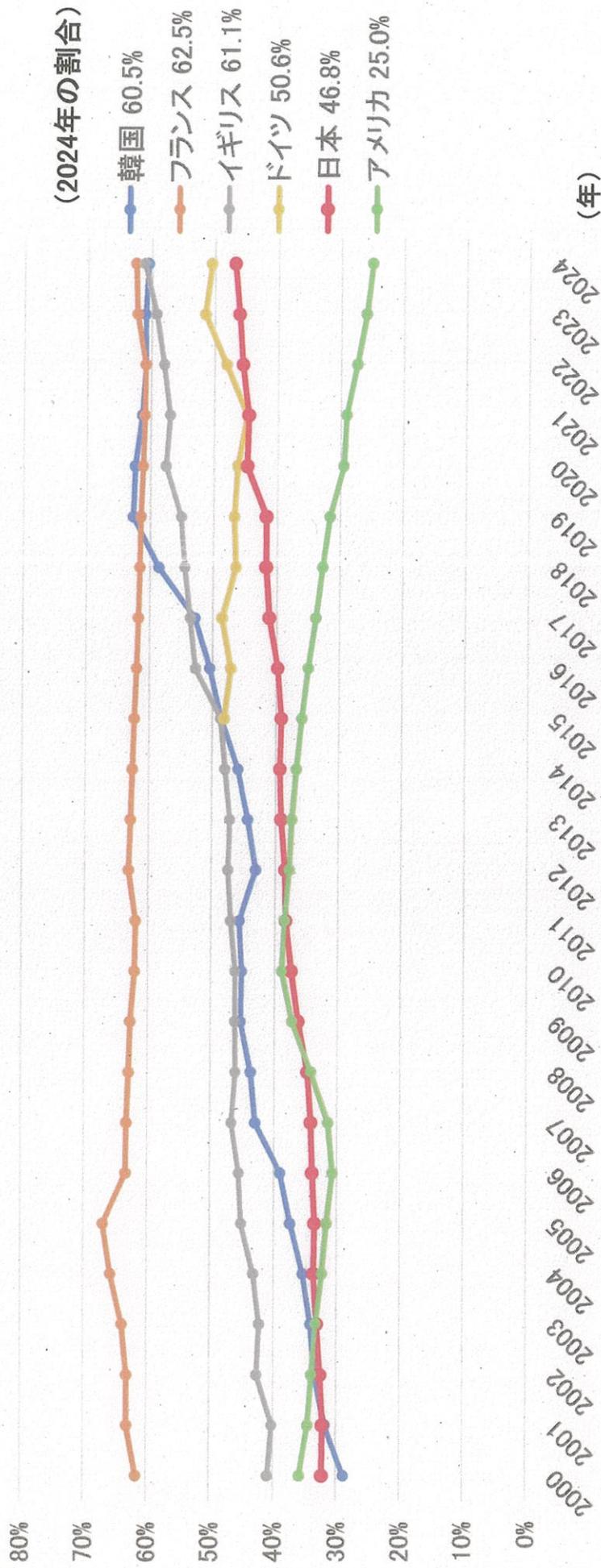
（注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合（時系列・国際比較）

- フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合を時系列で見ると、直近ではフランス・アメリカ・韓国は横ばい又は低下傾向である一方、イギリス・ドイツ・日本は上昇傾向にある。

フルタイム労働者の賃金中央値に占める最低賃金の割合（時系列）



（資料出所）OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外である一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは、連邦最低賃金であり、州等によっては連邦最低賃金より高い最低賃金を定めているところもある。

（注3）ドイツの最低賃金制度の導入は2015年。

4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）
（参考）諸外国の最低賃金制度

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	（参考）日本
根拠法・導入年	全国最低賃金法 (1998年)	労働法典 (L3231-1以下) (1950年)	最低賃金法 (MiLoG) (2015年)	公正労働基準法 (FLSA) (1938年) ※州別最賃は各州法	最低賃金法 (1988年)	最低賃金法 (1959年)
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律 ※ただし、産別最賃が法定最賃を上回る場合は産別最賃が適用	全国一律（連邦最低賃金） 地域別（州・市・郡最低賃金） ※併用	全国一律	地域別最低賃金 ※ただし、特定最賃が地域別最賃を上回る場合は特定最賃が適用
適用除外	○高等教育のコース等での就業体験、就学義務年齢（通常16歳）に満たない労働者 等	○労働時間を把握することができない労働者（訪問販売員などの一部）	○職業訓練を修了していない未成年者 ○職業訓練実習生の一部 ○長期失業者の就職時（開始から6か月） 等	【連邦最低賃金】 ○管理職、専門職等 ○小規模企業従業員 等 【州別等最低賃金】 ○州により異なる	○精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者や最低賃金を適用することが適当でないと思われる者に該当し、雇用労働部長官の認可を受けた者	・なし
減額措置	【全国最低賃金】 ○18～20歳：10ポンド ○16～17歳：7.55ポンド ○見習訓練生：7.55ポンド ※21歳以上を対象とした「全国生活賃金」より減額された最低賃金額 ※若年層向け（18歳以上）の額は、成人向けの額との将来的な統合が予定されている。	(未成年) ○17歳：10%減 ○16歳以下：20%減 (熟練化契約) ○年齢により30～45%減 (見習訓練契約) ○年齢と契約経過年数により22～73%減	-	【連邦最低賃金】 ○20歳未満の労働者（雇い始めから90日間は4.25ドル） ○障害者（連邦労働省賃金・労働時間局の承認が必要） ○学生の一部 ○習得的に月30ドルを超えるチップを得る従業員 【州別等最低賃金】 ○州等により異なる	○修習・試用期間中の者（修習開始から3か月。1年未満の契約労働者除く）；最低賃金額（時給額）から10%減額	【減額特例】 都道府県労働局長の許可を受けられることにより減額適用。 ○精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者 ○試用期間中の者 ○基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち一定の者 ○軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者
(参考) 最低賃金額	【全国生活賃金】 12.21ポンド ※2025年4月1日発効 ※成人向け「全国生活賃金1」の額	12.02ユーロ ※2026年1月1日発効	13.90ユーロ ※2026年1月1日発効	7.25ドル ※2009年7月24日発効 【州別等最低賃金】 州等により異なる	10,320ウォン ※2026年1月1日発効	1,121円 ※全国加重平均 ※2025年10月～2026年3月発効

令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点(案)

今年度の審議結果を踏まえて、以下の点について議論してはどうか。

- 近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げの指摘について
 - ・ 令和7年度地方最低賃金審議会の審議に関し、近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによって目安を大幅に上回る高い引上げが行われたのではないかな等の疑義がメディア等から呈されていることについて、どのように考えるか。
 - ・ 来年度の中央・地方最低賃金審議会の調査審議に際してどのような対応が望ましいか。
- ランク制度の在り方について
 - ・ 現状のランク区分についてどのように考えるか。
- 発効日について
 - ・ 令和7年度は11月以降の発効が27府県と過半数となり、令和7年10月1日～令和8年3月31日まで発効日に大きなバラつきが生じたことについてどのように考えるか。
 - ・ 発効日の「合理的な範囲」はあり得るか。あり得るとした場合、その考え方について。
 - ・ 来年度の中央・地方最低賃金審議会の調査審議に際してどのような対応が望ましいか。
- EU指令について
 - ・ EU指令の取扱いについてどのように考えるか。
- その他